

三重の畜産女性の会サン・カラット規約

第1条 名称

本会は、三重の畜産女性の会サン・カラットと称する。

第2条 目的

本会は、三重県の畜産に携わる女性が飼養畜種等を越えて集まり、会員相互の交流を通じてお互いの資質を高めるとともに、消費者等との交流を通じて畜産への理解を醸成すること等により、より魅力ある畜産の実現を目指すことを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- ① 畜産経営向上のための研修・視察、会員相互の交流等の活動
- ② 消費者等の畜産に対する理解の醸成等に必要活動
- ③ 未来の畜産を担う後継者の育成に必要な活動
- ④ 情報誌の作成・配布、ネットワークを通じた情報の交換等の活動
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 会員

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する三重の畜産に携わる女性、又は畜産に関心のある者とする。

第5条 入会

本会の会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を代表世話人に提出することにより、いつでも入会することができる。

第6条 退会

本会の会員は、別に定める退会届出書を代表世話人に提出することにより、いつでも退会することができる。

第7条 世話人

- 1 本会の運営のために、世話人の中から代表世話人1名を選出するほか、代表世話人補佐1名、会計担当世話人1名を選出する。

2 世話人は、会員の中から推薦により選出する。

第8条 任期等

世話人の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、任期半ばで世話人に交代があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 世話人会

世話人会は、本会の運営に必要な事項を決定する。

第10条 総会

総会は、年1回開催する。なお書面による参加も出来ることとする。

第11条 経費

- 1 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 寄付金受領の可否は世話人会が決定する。

第12条 会費

- 1 会費は世話人会で決定し、総会の承認を受けるものとする。
- 2 すでに徴収した会費は返却しない。

第13条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会計報告

会計担当世話人は、常に収支を明らかにし、総会において会計報告をしなければならない。会計担当世話人は、事務処理を事務局に委託することができる。

第15条 事務局

本会の事務局は一般社団法人三重県畜産協会に置く。

第16条 その他

この規約に定めるもののほか、本会の運営にあたって必要な事項は、世話人会において定めるものとする。

この規約は、平成18年11月13日から施行する。

この規約は、令和6年5月29日に一部改正し施行する。